

筑 下 経 第 121 号
令 和 8 年 9 月 11 日

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川下流総合管理所長 北村 達也
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 コピー用紙単価契約(オープンカウンター方式)
- 2 納 入 場 所 福岡県久留米市安武町武島 1 0 6 3 - 2 外
独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所外
- 3 契 約 期 間 契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ見積書を提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 福岡県又は佐賀県に本店、支店又は営業所があり、別添仕様書等のとおり施行が可能である者。
- 3 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は(別紙様式 1)のとおりとし、見積価格内訳書(別紙様式 2)を添付すること。見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り、ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略できます。
 - 2) 提出方法 FAX(又は電子メール)による。(※FAX番号等は、4)に記載された番号)なお、FAX(又は電子メール)に抛りがたい場合は、持参又は郵送(簡易書留等配達記録が残る方法に限る。)
 - 3) 提出期限 令 和 8 年 9 月 29 日 11:00 まで
 - 4) 宛 先 独立行政法人水資源機構筑後川下流総合管理所 経理課 赤松・藤井
FAX 0 9 4 2 - 2 6 - 1 5 2 5
電子メール nyukei_chikugokaryu@water.go.jp
 - 5) 質問書 令 和 8 年 9 月 16 日 16:00 まで
提出期限 ※質問の回答については、翌日 12:00 までにHPに掲載します。
 - 6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は、令 和 8 年 9 月 30 日 11:00 までとします。

7) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。

4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに書面により通知します。

5 そ の 他

1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。

2) 契約の相手方として決定した場合には、契約書を取り交わすものとする。

3) 請負代金の支払いについては、納入した月の末日をもって集計し、一括支払とします。

4) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

筑後川下流総管コピー用紙単価契約

仕 様 書

令和8年9月

独立行政法人水資源機構
筑後川下流総合管理所

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構筑後川下流総合管理所（以下「機構」という。）が発注する「筑後川下流総管コピー用紙単価契約」（以下「単価契約」という。）に適用する。

第2節 契約の内容

本件は、機構において使用するコピー用紙（以下「調達品」という。）を、機構がFAX又は電子メールで発注し、それを受注者が納入するものである。

第3節 契約期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

第4節 納入場所

納入場所については別紙2「納入場所一覧」のとおりとする。

第5節 調達品及び調達予定数量

調達品及び調達予定数量については、別紙1「コピー用紙内訳明細書」のとおりとする。

なお、当該明細書に記載された数量は見積にあたっての調達予定数量であり、実際の調達数量を保証するものではない。

第6節 単価設定

調達品の契約する単価には、本体価格のほか、輸送費等の納入に要する一切の費用を含むものとする。

第7節 調達品仕様

- 1 調達品の仕様は別紙1「コピー用紙内訳明細書」のとおりとする。
なお、同等品による見積も可能であるが、事前に、規格及び品番等の記載があるカタログ等の写しを機構に提出又は提示して確認を得なければならない。
- 2 生産終了や社会情勢等により調達品の納品が困難な場合は、同等以上の性能をもつ後継品又は代替品であることを証明した書類を事前に発注者へ提出し、その承諾を得た場合に限り納品することとする。
- 3 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の適用を受ける調達品については、同法の判断基準を満たしていなければならない。
- 4 古紙パルプ配合率は70%以上であり、上記3の基本方針による算定式で総合的に評価した総合評価値が84以上であること。

第8節 発注方法等

- 1 発注は、機構が別紙3「コピー用紙発注依頼書」に調達品名及び数量等を記載のうえ、受注者あてにFAX又は電子メールで送信することにより実施することとする。
- 2 発注は、原則として2か月に1回とするが、随時実施することもある。

第9節 納入方法等

- 1 受注者は、機構から受注後、原則として5営業日（土曜日、日曜日及び国民の

祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 8 月 13 日から同月 16 日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの間は除く。）までに納入しなければならない。

- 2 受注者は、納入日が決まった場合もしくは在庫状況等により納入日が遅延する場合は事前に機構へ連絡すること。
- 3 納入時間は、原則として 9 時から 17 時までとし、納入場所に定められた館内規則等を遵守することとする。

第 10 節 請求方法

受注者は、機構の納入検査を完了後、納入した月の末日をもって集計し、一括して機構へ請求するものとする。

請求書の様式は任意とするが、請求書には以下の項目を記載すること。

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容
- ④納品場所毎の明細、合計金額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
- ⑦請求代金の振込先（銀行名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義。）

第 11 節 支払方法

機構は、請求書を受領した日から 30 日以内に代金を支払うものとする。

第 12 節 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、機構及び受注者が協議のうえ決定するものとする。

コピー用紙内訳明細書

No.	品名		規格	参考物品		単位	調達予定 数量
	略称	詳細		メーカー	型番		
1	コピー用紙	A 3	坪量：約66g/m2以上 厚み：約0.096mm以上 白色度（ISO方式）：約68%以上	三菱製紙 日本製紙	PPC用紙RE-W 1箱（500枚×3冊） PPC用紙N70 1箱（500枚×3冊）	箱	30
2	コピー用紙	A 4	坪量：約66g/m2以上 厚み：約0.096mm以上 白色度（ISO方式）：約68%以上	三菱製紙 日本製紙	PPC用紙RE-W 1箱（500枚×5冊） PPC用紙N70 1箱（500枚×5冊）	箱	125

別紙 2

納入場所一覧

No.	事業所名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
1	筑後川下流総合管理所	830-0071	福岡県久留米市安武町武島 1063-2 2階 ※階段のみ	0942-26-4551	0942-26-1525
2	筑後川下流用水管理所	830-0071	福岡県久留米市安武町武島 23-1 3階 ※階段のみ	0942-26-3484	0942-26-3652
3	福岡導水管理所	830-0002	福岡県久留米市高野1-1-1 1階	0942-39-4311	0942-35-2870

※請求書送付先は、1の事業所とする。

別紙 3

コピー用紙発注依頼書

受注者 御中

注文日：令和 年 月 日

発注者：筑後川下流総合管理所

担 当：経理課 赤松・藤井

							ご発注合計金額		総合管理所		下流用水		福岡導水	
									計		計		計	
							0	0	0	0	0	0	0	0
No.	品名				単位	単価 (円)	数量	金額 (円・税抜)	数量	金額 (円・税抜)	数量	金額 (円・税抜)	数量	金額 (円・税抜)
	略称	詳細												
1	コピー用紙	A 3	三菱製紙 日本製紙	PPC用紙RE-W 1箱 (500枚×3冊) PPC用紙N70 1箱 (500枚×3冊)	箱		0	0		0		0		0
2	コピー用紙	A 4	三菱製紙 日本製紙	PPC用紙RE-W 1箱 (500枚×5冊) PPC用紙N70 1箱 (500枚×5冊)	箱		0	0		0		0		0

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、「見積依頼書等の交付受領書」くじ用数値の欄に記載してください。

記載例)

くじ用数値			※数字は、明確に記載してください。
1	2	3	

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

123+4=127

127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する。
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

123+4+1=128

128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する。
◎◎工業 が契約の相手方となる。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川下流総合管理所長 北村 達也 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和 年 月 日 に交付された筑後川下流総管コピー用紙単価契約の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

FAX 番 号：

電子メール：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

(案)

筑後川下流総管コピー用紙単価契約

独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）と●●●●（以下「受注者」という。）とは、仕様書別紙1で定める「コピー用紙内訳明細書」に記載する物品（以下「物品」という。）の単価契約について、次のとおり契約を締結する。

（仕様及び単価）

第1条 物品の仕様及び単価は、別表「コピー用紙単価表」のとおりとする。

（発注及び物品）

第2条 発注者は、受注者に対し物品を発注する場合は、仕様書別紙3で定める「コピー用紙発注依頼書」（以下「依頼書」という。）により行うものとする。

2 受注者は、発注者から依頼書の提出を受けた場合は、仕様書別紙2で示した発注者の指定する場所に納品するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第3条 受注者は、発注者の書面による承諾を得ないで、本契約により生ずる権利、義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、前項の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（検査及び引渡し）

第4条 受注者は、物品を納入する場合は、発注者の検査を受けるものとする。

2 受注者は、前項の検査に合格した場合は、速やかに物品を引渡すものとする。

3 受注者は、第1項の検査の結果、不合格とされた場合は、速やかに交換し、再検査を受けなければならない。

（所有権の移転等）

第5条 物品の所有権は、引渡しの時をもって受注者より発注者に移るものとし、移転前に生じた物品の滅失又はき損は、すべて受注者の負担とする。

2 所有権の移転までに要する運賃その他一切の経費は、特に定める場合を除きすべて受注者の負担とする。

(契約内容の変更)

第6条 発注者は、必要がある場合には契約内容を変更することができる。この場合において、契約単価を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面により定めるものとする。

(物価の変動)

第7条 発注者又は受注者は、契約期間内にインフレーションその他予期することができない異状の事由の発生に基づく経済情勢の変化により、契約単価が著しく不相当であると認められるに至ったときは、発注者と受注者が協議して契約単価その他契約内容の変更を請求することができる。

(代金の支払)

第8条 受注者は、第4条の引渡しを完了したときは、納入した月の末日をもって集計し、発注者へ請求するものとする。

2 前項の請求金額算出に当たっては、消費税相当額を加算した額とする。ただし、消費税相当額の算出に当たって、1円未満の端数が生じた場合は、それを切り捨てるものとする。

3 発注者は、第1項の請求を受理した日から起算して30日以内に、代金を受注者に支払うものとする。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第9条 受注者の責に帰すべき事由により、納期までに物品を納入することができない場合は、受注者は、その事由を付して発注者に届け出るものとする。この場合、期限後相当期間内に納入する見込があると発注者が認めたときは、受注者から遅延利息を徴収することを条件として納期を延長することができる。

2 前項の遅延利息の額は、遅滞日数に応じ未納部分に対する契約代金相当額に対して国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、約定期間内に代金の支払いが遅れた場合には、受注者は、発注者に対してこの契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約単価（この契約締結後、契約単価に変更があった場合には、変更後の契約単価）に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 二 納付命令又は公正取引委員会が行った独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたものであるときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われたものでないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は独占禁止法第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は独占禁止法第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経した日から支払をする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（納期の延長等）

第11条 天災その他受注者の責に帰することができない事由により、納期までに物品の納入ができない場合は、受注者は発注者に対してあらかじめその事由を詳記して納期の延長若しくは契約の一部変更又は解除を求めることができる。この場合、発注者は、その請求が正当であると認めたときはこれを承諾する。ただし、その延長日数及び変更内容については、発注者及び受注者が協議して定める。

（契約期間）

第12条 この契約の有効期間は、契約締結の翌日から令和9年3月31日までとする。

(発注者の催告による解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 第3条第3項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- 二 受注者の責めに帰すべき事由により、頭書の納期までに又は期限後相当期間内に物品を完納する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 三 検査に際し受注者若しくはその代理人又は使用人等が機構職員の職務執行を妨げたとき、又は受注者若しくはその代理人又は使用人等に不正の行為があると認められたとき。
- 四 前各号のほか、受注者が契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第3条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- 二 第3条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該契約の履行以外に使用したとき。
- 三 この契約の目的物を完納させることができないことが明らかであるとき。
- 四 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 六 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- 九 受注者が第17条又は第17条の2第1項各号に規定する事由なしに本契約の解除を申し出たとき。
- 十 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前条又は前項の場合において、既に納入した物品で検査に合格したものは発注者の所有とすることができる。この場合において、発注者は当該物品の契約代金相当額を支払わなければならない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前二条の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(発注者の任意解除権)

第15条 発注者は、第13条又は第13条の2第1項に規定する場合のほか必要があるときは契約を解除することができる。この場合の損害賠償については第6条第2項の規定を準用する。

2 第13条の2第2項の規定は前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(受注者の催告による解除権)

第16条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第16条の2 受注者は、次の事由に該当するときは直ちに契約を解除することができる。

一 発注者が契約に違反し、その違反により物品の納入を完了することが不可能となったとき。

2 第6条第2項及び第14条の2第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(延滞金等)

第17条 受注者がこの契約に基づく違約金、遅延利息又は賠償金（以下「違約金等」という。）を発注者の指定した期間に支払わないときは、発注者は、当該金額に対し債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した延滞金を徴収する。

2 違約金等及び延滞金は、受注者に対する支払代金額と対等額につき相殺することができる。

(専属的合意管轄)

第18条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔久留米〕簡易裁判所又は〔福岡〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(契約外の事項等)

第19条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 福岡県久留米市安武町武島 1063-2
独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川下流総合管理所長 北村 達也

受注者

別表

コピー用紙単価表

No.	品名				単位	単価 (円)
	略称	詳細	メーカー	型番		
1	コピー用紙	A 3	三菱製紙 日本製紙	PPC用紙RE-W 1箱 (500枚×3冊) PPC用紙N70 1箱 (500枚×3冊)	箱	
2	コピー用紙	A 4	三菱製紙 日本製紙	PPC用紙RE-W 1箱 (500枚×5冊) PPC用紙N70 1箱 (500枚×5冊)	箱	